

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防局人事給与システム改修委託
- 2 担当所属名
消防局総務部人事課
- 3 契約締結日
平成28年2月2日
- 4 履行期間
平成28年2月3日から平成28年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
消防局人事給与システム改修コンソーシアム
代表幹事 日本電気株式会社 京都支社長 小林 洋志
- 6 契約金額（税込み）
5,508,000円
- 7 契約内容
給与基本情報及び通勤手当に関する消防局人事給与システム改修
- 8 随意契約の理由
当該システムは、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、本システムに含まれる一部のプログラムプロダクト（プログラムの部品）については、同社が著作権を持っており、本市は使用権のみを与えられている。これらについて、システムを開発した日本電気株式会社が排他的権利として有しており、第三者への使用権の譲渡及び賃借を認めていないことから、同社以外が既存の機能を損なうことなく改修を行うことができないため、他者との競争が成立せず、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同社を代表とし、同社が有する著作権を共有するメンバーで構成されたコンソーシアムと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
回転翼航空機AS365N3 (JA911A) 耐空証明検査前整備 (基本整備以外の整備)
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
(当初) 平成27年9月7日
(変更後) 平成27年11月6日
- 4 履行期間
平成27年9月14日から平成27年12月9日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木6丁目10-1
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 14,175,000円
(変更後) 12,103,560円
- 7 契約内容
回転翼航空機の耐空証明検査前整備
- 8 随意契約の理由 (契約変更の場合は変更理由)
耐空証明検査前整備における定時交換部品のうちサスペンションバー2種4点について、エクステンション対応としたため、契約金額を減額したものの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
契約業者のみが条件を満たすため (上記8のとおり)
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
回転翼航空機AS365N3（JA911A）耐空証明検査前整備 追加整備
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
平成27年12月4日
- 4 履行期間
平成27年12月9日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木6丁目10-1
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社
- 6 契約金額（税込み）
17,207,640円
- 7 契約内容
回転翼航空機の耐空証明検査前整備 追加整備

8 随意契約の理由

航空機の整備を業務として行うには、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定を受けた事業所であること及び航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可を受けた事業場であることが必要である。

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は上記要件を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプター社（当市運航のヘリコプターの製造者）が認定する近畿地区における唯一の整備工場であるため、当該事業場での整備等の実施が可能であり、耐空証明検査を受検するまでの整備工期が短縮できる。また、京都消防ヘリポートから最も近い認定事業場であることから、整備完了後に発生した不具合についても、当該事業場に所属する航空整備士を早急に派遣させ、故障探求等必要な処置をとらせることができるため、ヘリコプターの運航不能期間を短縮することにつながる。

加えて、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、フランス国エアバス・ヘリコプター社の日本国内における販売等代理店であることから、整備期間及び整備経費等の面において当局にとって有益である。

以上のことから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

契約業者のみが条件を満たすため（上記8のとおり）

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中京消防署整備工事 ただし、自動火災報知設備改修工事
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
平成27年12月21日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から平成28年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区四ツ塚町70番地 洛南電気工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,918,400 円
- 7 契約内容
中京消防署の自動火災報知設備の改修工事
 - 1 自動火災報知設備
既設複合受信機及び熱・煙感知器，発信機，ベル，表示灯の取替
 - 2 発生材処理
上記工事に伴う撤去工事及び発生材処分
- 8 随意契約の理由
入札不落による随意契約
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 8 号
- 10 契約の相手方の選定理由
競争入札を行った結果，3社の応札があったが，資格要件不備により不成立となったもの。
必要とする工期から，再入札を行う時間がなく，消防局総務部施設課により見積合せを行い，契約相手方を決定した。
- 11 その他

工事名称 京都市中京消防署整備工事
ただし、自動火災報知設備改修工事
工事場所 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地
工期 契約の日の翌日から平成28年3月31日まで

- 【工事概要】
本工事は中京消防署の自動火災報知設備の改修工事である。
1. 自動火災報知設備
既設複合受信機及び熱・煙感知器、発信機、ベル、表示灯の取替
 2. 発生材処理
上記に伴う撤去工事及び発生材処分

工事内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
電気設備工事	1	式	4,414,700	
計			4,414,700	
共通費				
共通仮設費	1	式	133,965	
現場管理費	1	式	1,194,579	
一般管理費等	1	式	646,756	
計			1,975,300	
工事価格	1	式	6,390,000	
消費税等相当額	1	式	511,200	消費税率 8 %
工事費	1	式	6,901,200	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防指令システム改修業務委託
- 2 担当所属名
消防局安全救急部情報通信課
- 3 契約締結日
平成28年2月2日
- 4 履行期間
平成28年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社日立製作所
- 6 契約金額（税込み）
7,992,000円
- 7 契約内容
現在運用中の消防指令システムについて、指令管制業務、大規模災害情報共有機能の効率化及び操作性の向上を図るため、当該システムに新機能を追加するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
消防指令システムのデータベース構造、連携インターフェース等に関する技術情報及び著作権は、開発した株式会社日立製作所が保有し、一般に公開されていないため、当該システムのプログラム及びデータベース構造等の仕様を保有しない他社が本改修業務を遂行することはできない。
従って、当該業務を履行することが可能な業者は株式会社日立製作所のみであることから、同社と契約を行うもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防救急アナログ無線機保守業務委託（平成27年度）
- 2 担当所属名
消防局安全救急部情報通信課
- 3 契約締結日
平成27年4月1日
- 4 履行期間
（当初）平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
（変更後）平成27年4月1日から平成27年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町167番
協和テクノロジズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初） 5,594,400円
（変更後）4,199,040円
- 7 契約内容
消防アナログ無線装置の点検の実施及び障害発生時の即時対応
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
消防救急デジタル無線整備事業により、平成27年10月中に消防救急アナログ無線から消防救急デジタル無線に切り替わり、消防救急デジタル無線の運用を開始したため、履行期間を短縮し、契約金額を減額したものの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他